



様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月9日

埼玉県知事 殿

提出者

住所 埼玉県春日部市中央1-53-16

氏名 医療法人社団嬉泉会 春日部嬉泉病院

代表者 理事長 丸山 壽晴

電話番号 048-736-0111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

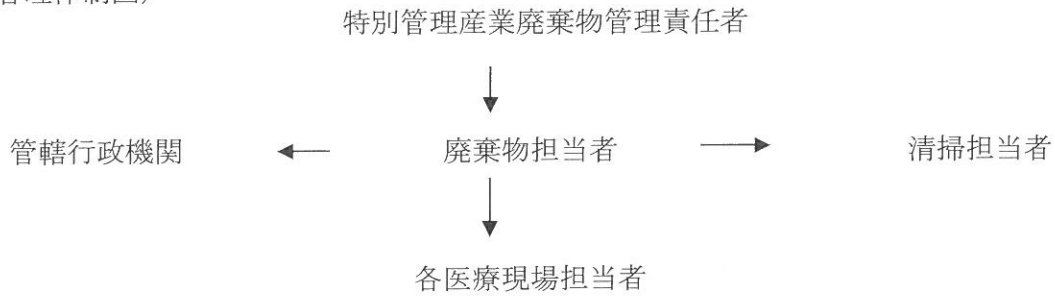
事業場の名称	春日部嬉泉病院
事業場の所在地	埼玉県春日部市中央1-53-16
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数 60床
③従業員数	211名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	①外来や病棟などでの医療行為（感染性廃棄物発生） ②外来やナースステーション等、関係者以外の方が触れない場所で一時保管（できるだけ短く） ③感染性容器密閉後鍵の掛かる保管庫で保管 ④収集運搬業者経由にて中間処理場へ搬入後、焼却により中間処理 ⑤最終処分は、熔融スラグやアークサンドなどの路盤改良材として利用、または管理型埋立

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	排出量	52.21 t	- t
	(これまで実施した取組) 分別の徹底（勉強会）、ディスプレイ品の減量化（可能な範囲でリサイクル品の導入）部門ごとに廃棄物の発生を抑制するよう心掛ける		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	排出量	49.60 t	- t
	(今後実施する予定の取組) 分別の徹底（勉強会を行う）、ディスプレイ品の減量化（リサイクル品の使用を可能な範囲で使用する）廃棄物の発生を抑制するようより一層心掛ける		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別の徹底や従来よりも小型の商品、エコ商品があれば積極的に導入し、廃棄物の発生を抑制するよう心掛けている
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別の徹底（勉強会を行う）、ディスプレイ品の減量化（リサイクル品の使用を可能な範囲で使用する）

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) 特に無し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 特に無し		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組) 特に無し			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組) 特に無し			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) 特に無し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 特に無し		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	全処理委託量	52.21 t	- t
	優良認定処理業者への処理委託量	52.21 t	- t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	25.61 t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	14.74 t	- t
	(これまでに実施した取組) 感染性廃棄物であるため、中間処理が焼却となり、再利用ができませんが、焼却灰を溶融し、スラグ化（路盤材）や、焼成により人工砂（洪水防止路盤材）として、再利用が可能となるよう、可能な限り、リサイクル処理フローを持った業者へ委託した。また、発電や熱回収なども同様に、これらを実施している中間処理施設への委託も心掛けた。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	全処理委託量	49.60 t	- t
	優良認定処理業者への処理委託量	49.60 t	- t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	24.33 t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	14.00 t	- t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>中間処理は感染性廃棄物のため、焼却処理をする都合、再利用が出来ませんが、焼却灰を溶融しスラグ化（路盤材）や、焼成により人工砂（洪水防止路盤材）として、できるだけリサイクル推進を心掛ける。また、発電などの熱回収利用出来る処理業者へ委託量を可能範囲で推奨する。</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	52.21 t	
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>すでに実施しているため、今後も継続していく。</p>			
※事務処理欄			